

令和7年度
八幡浜地区献血推進協議会総会
議案書



議 題

- (1) 令和6年度事業報告及び会計報告に関する件
- (2) 令和7年度事業計画（案）及び会計予算（案）に関する件

【第1号議案】

令和6年度事業報告及び会計報告に関する件

1. 事業報告（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

事業名	事業内容
愛の血液助け合い運動 （7月1日～8月31日）	・啓発用ポスターの配布・掲示 ・啓発用パンフレットの配布
献血推進協議会総会 （書面投票）	・会長の選任 ・令和5年度事業報告の審議 ・令和6年度事業計画（案）審議
庁内献血	・事務局庁舎内において、移動採血車による庁内献血を実施。 ・啓発用ポスター・パネルの展示 〔 第1回：令和6年7月18日 第2回：令和7年1月24日 〕
はたちの献血キャンペーン （1月1日～2月28日）	・啓発用ポスターの配布・展示 ・啓発用資材の配布 管内各市町へ配布

2. 会計報告

令和6年度は、収入・支出ともになし。

（参考）

厚生労働大臣表彰状・感謝状、知事感謝状等受賞者（団体）一覧

令和6年7月25日 愛媛県庁 第一別館 3階 第3会議室で贈呈済

厚生労働大臣感謝状	国土交通省四国地方整備局 大洲河川土木事務所
	喜多医師会病院
	八幡浜地区施設事務組合 消防本部
愛媛県知事感謝状	株式会社あわしま堂 愛媛第一工場
	医療法人恕風会 大洲記念病院

【第2号議案】

令和7年度事業計画（案）及び会計予算（案）に関する件

1. 事業計画（案）（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

No.	事業名	実施日時	実施場所	事業概要
1	愛の血液 助け合い運動	7月1日～8月31日	八幡浜支局 支局管内各 市町	・啓発用ポスターの配布・掲示 ・啓発用パンフレットの配布
2	庁内献血	第1回 7月17日（実施済） 第2回 1月頃（予定）	八幡浜支局	・移動採血車による献血活動 ・啓発用ポスターの掲示
3	八幡浜地区献血 推進協議会総会	8月中	書面開催	・令和6年度事業報告 ・令和7年度事業計画（案）等
4	「はたちの献血」 キャンペーン	1月1日～2月28日	八幡浜支局 支局管内各 市町	・啓発用ポスターの配布・掲示 ・啓発資材の配布

【事業計画立案の背景】

本県では、若年層（10代～30代）献血者の減少が顕著であり、平成3年度には若年層献血者数が全献血者数の70%を占めていたのに対し、令和6年度には31.7%に減少している。

若年層献血者減少の理由は、平成3年度当時主流であった200mL献血から400mL献血に移行していること、医療機関における血液製剤の使用適正化によって総使用量が減少したことに加えて、若年層人口の減少や若年層の献血意識の低下、特に近年においては新型コロナウイルス感染症拡大による学内献血の機会の減少などが理由として考えられる。

このまま若年層献血者の減少が続いた場合、近い将来に深刻な血液不足を引き起こす可能性がある。今後の献血事業を支えるためには、特に若年層献血者の確保に努める必要がある。

そこで、啓発資材の配布や、ポスターの掲示等を通してボランティア活動である献血への関心を高めることにより、若年層の献血者確保につなげたい。

2. 会計予算（案）

令和7年度は、収入・支出予定なし。

(参考資料1)

採血基準

採血の種類	全血採血		成分採血	
	200mL	400mL	血漿	血小板
1回採血量	200mL	400mL	600mL以下（循環血液量の12%以内）	
年齢	16～69歳	男性:17～69歳 女性:18～69歳	18～69歳	男性:18～69歳 女性:18～54歳
	ただし、65～69歳の方については、60歳に達した日から65歳に達した日の前日までの間に採血が行われた方に限る。			
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
最高血圧	90mmHg以上180mmHg未満			
最低血圧	50mmHg以上110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量	男性:12.5g/dL以上 女性:12.0g/dL以上	男性:13.0g/dL以上 女性:12.5g/dL以上	12.0g/dL以上 （赤血球指数が標準域*にある女性 は11.5g/dL以上） *標準域 MCV：81～100fL MCH：26～35（pg） MCHC：31～36（%）	12.0g/dL以上
血小板数	—	—	—	15万/μL以上 60万/μL以下
採血間隔	〔前回採血〕			
	200mL全血	男女とも4週間後の同じ曜日から		
	400mL全血	男性は12週間後、 女性は16週間後の同じ曜日から	男女とも8週間後の同じ曜日から	
	血漿成分 血小板成分	男女とも2週間後の同じ曜日から なお、血小板成分採血では、血漿を含まない場合1週間後に血小板成分採血が可能。 ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間あける。		
年間*総採血量 （1年は52週として換算）	200mL・400mL全血を合わせて 男性 1,200mL以内 女性 800mL以内		—	—
年間*採血回数 （1年は52週として換算）	男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して血漿成分献血と合計で24回以内	
共通事項	次の方からは採血しない。 ① 妊娠していると認められる方、又は過去6ヵ月以内に妊娠していたと認められる方 ② 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方 ③ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる方			

※愛媛県赤十字血液センターHPより

(参考資料2)

愛媛県及び八幡浜保健所管内献血事業の現状について

(1) 献血者数の推移

令和6年度の献血者数は、愛媛県全体 51,971 人（前年度比 98.1%）、達成率 101.5%、八幡浜保健所管内では 3,171 人（前年度比 106.6%）、達成率 107.1%であった。

市町別の献血者数の推移をみると、管内5市町、献血目標を概ね達成している。

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
愛媛県	実績（人）	54,019	52,791	53,641	52,964	51,971	
	目標（人）	53,220	52,271	53,917	51,448	51,886	
	達成率（%）	101.5	101.0	99.5	102.9	101.5	
八幡浜 保健所 管内計	実績（人）	2,818	3,148	2,759	2,976	3,171	
	目標（人）	3,500	3,190	3,100	2,900	2,960	
	達成率（%）	80.5	98.7	89.0	102.6	107.1	
管内	八幡浜市	実績（人）	686	721	665	724	684
		目標（人）	850	800	750	690	700
		達成率（%）	80.7	90.1	88.7	104.9	103.4
	大洲市	実績（人）	1,021	1,214	1,076	1,088	1,144
		目標（人）	1,050	960	1,070	1,100	1,130
		達成率（%）	97.2	126.5	100.6	98.9	101.2
	西予市	実績（人）	503	538	497	498	523
		目標（人）	750	600	540	510	510
		達成率（%）	67.1	89.7	97.0	97.6	102.5
	内子町	実績（人）	265	321	218	364	366
		目標（人）	300	330	310	270	300
		達成率（%）	88.3	97.3	70.3	134.8	122.0
伊方町	実績（人）	343	354	303	302	454	
	目標（人）	550	500	430	330	320	
	達成率（%）	62.4	70.8	70.5	91.5	141.9	

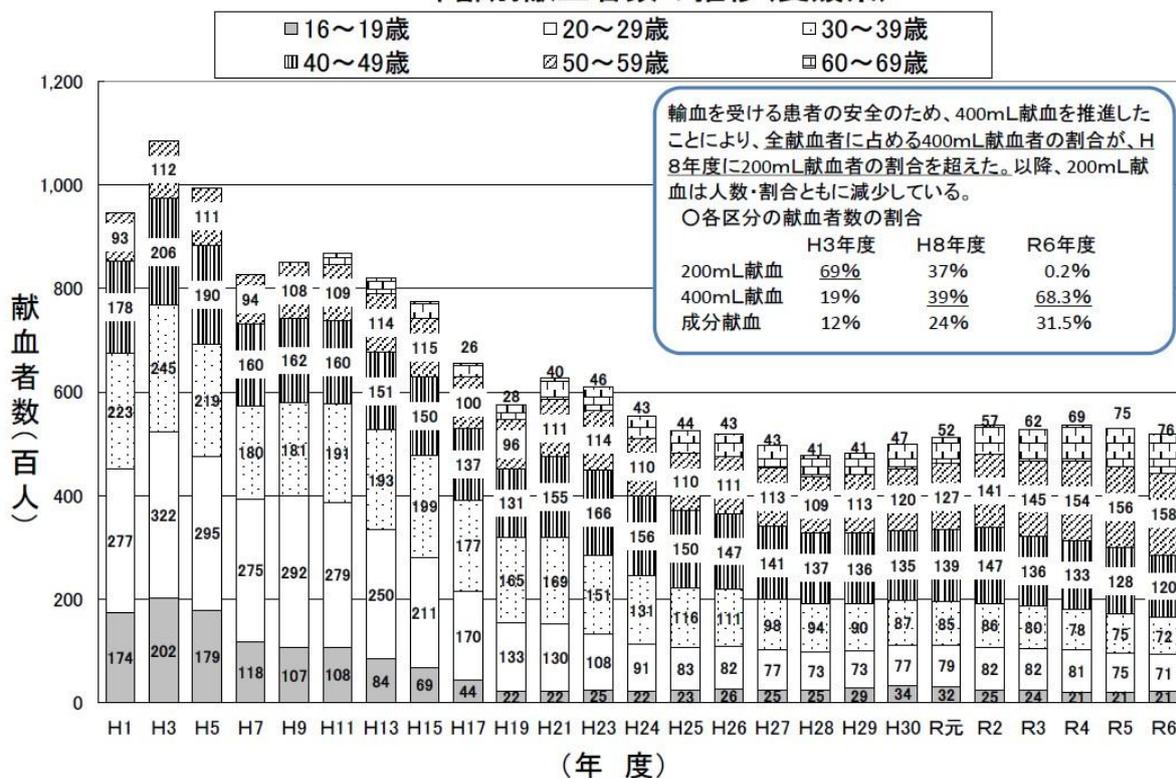
(2) 県内年齢別献血者数の推移 (単位：人)

近年の年齢別献血者数の推移をみると、50～60代の献血者数は増加傾向にあるのに対して、20～40代の献血者数は減少傾向にある。

また、構成比では50代～60代の占める割合が増加傾向にある。

年度	献血者数	16～19歳 (構成比%)	20～29歳 (構成比%)	30～39歳 (構成比%)	40～49歳 (構成比%)	50～59歳 (構成比%)	60～69歳 (構成比%)
元年度	51,308	3,154 (6.1)	7,865 (15.3)	8,459 (16.5)	13,935 (27.2)	12,738 (24.8)	5,157 (10.1)
2年度	54,019	2,447 (4.5)	8,401 (15.6)	8,719 (16.1)	14,514 (26.9)	14,160 (26.2)	5,778 (10.7)
3年度	52,791	2,381 (4.6)	8,179 (15.5)	8,048 (15.2)	13,559 (25.7)	14,474 (27.4)	6,150 (11.6)
4年度	53,641	2,109 (3.9)	8,138 (15.2)	7,796 (14.5)	13,272 (24.7)	15,388 (28.7)	6,938 (12.9)
5年度	52,964	2,108 (4.0)	7,526 (14.2)	7,487 (14.1)	12,773 (24.1)	15,618 (29.5)	7,452 (14.1)
6年度	51,971	2,122 (4.1)	7,134 (13.7)	7,222 (13.9)	12,009 (23.1)	15,842 (30.5)	7,642 (14.7)

年齢別献血者数の推移(愛媛県)



(3) 献血者目標数 (単位：人)

過去3カ年の実績(平均)に基づき、市町別の目標人数を設定している。

年度		4年度	5年度	6年度	7年度
愛媛県全体		53,917	51,448	51,886	50,721
八幡浜保健所管内		3,100	2,900	2,960	2,870
内 訳	八幡浜市	750	690	700	670
	大洲市	1,070	1,100	1,130	1,060
	西予市	540	510	510	490
	内子町	310	270	300	310
	伊方町	430	330	320	340

(参考資料3)

愛媛県献血推進協議会規程

(設置)

第1条 献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保するため、愛媛県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を別表のとおり、保健所（松山市の区域にあっては、松山市保健所）の管内ごとに設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 献血思想の普及及び献血制度に関する広報活動
- (2) 採血計画の策定
- (3) 献血組織の育成
- (4) 献血等に関する相談
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、保健所長が次の各号に掲げる者のうちから任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) その他保健所長が必要と認めるもの

3 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

4 その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(連絡会議)

第6条 保健福祉部長は、各協議会の連絡を密にするため連絡会議を開催し、協議会及び関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、その保健所において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

別 表 (第1条関係)

協 議 会 の 名 称	業 務 を 行 う 区 域
四 国 中 央 地 区 献 血 推 進 協 議 会	四 国 中 央 保 健 所 管 内
西 条 地 区 献 血 推 進 協 議 会	西 条 保 健 所 管 内
今 治 地 区 献 血 推 進 協 議 会	今 治 保 健 所 管 内
中 予 地 区 献 血 推 進 協 議 会	中 予 保 健 所 管 内
八 幡 浜 地 区 献 血 推 進 協 議 会	八 幡 浜 保 健 所 管 内
宇 和 島 地 区 献 血 推 進 協 議 会	宇 和 島 保 健 所 管 内

愛媛県献血推進協議会運営要領

第1 一般事項

この要領は、「愛媛県献血推進協議会規程」（以下「規程」という。）に基づき保健所ごとに設置する地区献血推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する細目を定めるものである。

第2 役割

協議会は、地域における献血推進運動の中心的役割を担う機関として、第3に定める事業を実施することにより献血組織の育成及び献血思想の普及を図り、適正な献血制度を確保することを目的とする。

第3 事業内容

協議会は、規程第2条の規定に基づき、夏季の「愛の血液助け合い運動」期間及び冬季の「「はたちの献血」キャンペーン」期間を中心として、次に掲げる事業の中から地域の特性に応じた事業を行うものとする。

- 1 一般県（市・町）民に対する普及啓発
 - (1) 保健所及び市町等が主催する各種イベントでの活動
 - (2) 一般県（市・町）民を対象とした講演会、座談会等の開催
- 2 若年層に対する普及啓発
 - (1) 小・中・高等学校等における出張教室等の開催及び情報提供等の実施
 - (2) 学生を対象とした講演会、イベント等の開催
- 3 献血組織の育成
 - (1) ボランティア団体との共催による献血推進キャンペーン、イベント等の実施
 - (2) ボランティア団体が主催する会議等における講演、座談会等の開催
 - (3) 各市町における献血推進協議会の設立及び運営等の支援
- 4 その他地域の特性に応じた献血推進事業
 - (1) 地区献血推進協議会の開催
 - (2) ポスター、しおり、広報誌等による広報活動
 - (3) その他協議会が必要と認める事業

第4 事業計画

協議会は、地区の特性に応じて毎年度「事業計画書」（様式1）を作成し、8月30日までに県保健福祉部長へ報告する。

第5 事業報告

- 1 協議会は会議終了後、30日以内に「開催結果報告書」（様式2）を作成し、県保健福祉部長へ提出する。
- 2 協議会は、毎年度の事業終了後速やかに「事業実績報告書」（様式3）を作成し、3月31日までに県保健福祉部長へ提出する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

八幡浜地区献血推進協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県献血推進協議会規程第8条の規定に基づき、八幡浜地区献血推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 献血思想の普及及び献血制度に関する広報活動
- (2) 採血計画に関すること
- (3) 献血組織の育成に関すること
- (4) 献血等に関する相談
- (5) その他献血推進の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、八幡浜保健所長が次の各号に掲げるもののうちから任命し、または委嘱するものとする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) その他保健所長が必要と認める者

3 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

4 その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 ただし、会議の召集に替えて、文書による議決を行うことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、八幡浜保健所において処理する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年8月24日から施行する。

令和7年度 八幡浜地区献血推進協議会 委員名簿

R7.8.5 現在

団体名	役職	氏名
八幡浜市連合婦人会	会長	谷脇 節子
八幡浜青年会議所	理事長	二宮 将栄
大洲市婦人会	会長	玉木 妙子
大洲青年会議所	理事長	西田 典正
西予市連合婦人会	会長	宇都宮 知江
宇和ライオンズクラブ	会長	門田 優
内子ライオンズクラブ	会長	城戸 彰
伊方ライオンズクラブ	会長	加藤 克馬
八幡浜市保健センター	所長	明礼 英和
大洲市健康増進課	課長	西田 義彦
西予市健康づくり推進課	課長	清家 昌弘
内子町保健福祉課	課長	上野 昌宏
伊方町中央保健センター	所長	垣内 一将